明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三五四～三六一）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三六二）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三六三～三六五）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
平成二十六事業年度独立行政法人国民生活センターの財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○財務省告示第三百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千六十八億円
うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十二億千三十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百八十七億五千九百二十万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆六千五百六十八億千百七十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千四百九十億千八百七十五万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で一億千万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千九百二十一億円

ロ　非競争入札発行

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行